

●質問及び回答

札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（中央区・南区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（北区・西区・手稲区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）  
 札幌市上下水道料金検針・新設登録等業務（豊平区・清田区）

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	7/11	7/11	<p>ホームページに前回入札時結果調書（参考）が資料として閲覧できる状態になっていますが、業務名が「札幌市上下水道料金検針・収納業務」もしくは「札幌市上下水道料金検針」となっております。また、今回、告示された業務名は「札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務」もしくは「札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務」となっておりますが、新設登録業務は別に発注されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>新設登録業務については、検針業務と密接に関わる業務であることから、令和2年度以降、検針等業務を受託している事業者に対して、別の業務として発注していました。今回の仕様では、業務効率化の観点から、検針業務と新設登録業務を一体化して発注しています。</p>
2	7/11	7/11	<p>「札幌市水道局告示第 241 号」3 入札参加資格(3) 平成 30 年4月1日以降に、同一事業体において1カ月平均 10 万件以上の水道メーター検針業務の役務契約を履行したことを証明できる者であること。ただし、2(1)ウについては、上記に加え、水道料金収納(滞納整理)業務、転出に伴う精算業務等を継続して1年以上履行したことを証明できる者であること。とありますが、証明書類の提出はどのタイミングで提出すればよろしいでしょうか。ご教示のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>札幌市水道局告示第241号 入札説明書9(3)アのとおり入札書の提出(受領)期限までにご提出ください。</p>